

2022 年度

家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告

令和 5 年 12 月

厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

目次

はじめに	2
1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告	3
(1) 調査対象・方法	3
(2) 調査結果	4
(3) 製品を使用する際の留意事項等	7
2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告	10
(1) 調査対象・方法	10
(2) 調査結果	11
(3) 製品を使用する際の留意事項等	14
おわりに	16

はじめに

科学技術の進歩、生活習慣の変化、グローバル化の進展等に伴い、多種多様な家庭用品が開発され、日常生活の様々な場面で利用されている。家庭用品の安全確保は、第一義的には製造事業者等の責任ではあるが、開発・製造の段階で安全対策措置が十分に検討されていても、当初は予測できなかった危険性に起因する健康被害の発生を完全に排除することは困難である。

このため、厚生労働省では、家庭用品中の化学物質による事故等を早期に探知し、健康被害の拡大を防止する目的で、家庭用品に係る健康被害事例を収集し、分析・評価を行って公表している。健康被害情報の収集・分析にあたっては、皮膚障害については一般社団法人皮膚安全性症例情報ネット（以下「SSCI-Net」という。）の協力を、吸入事故等については公益財団法人日本中毒情報センター（以下「JPIC」という。）の協力をそれぞれ得ている。

今般、2022 年度「家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」として、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までの間に、SSCI-Net 及び JPIC から厚生労働省に報告された健康被害事例について、原因と考えられる化学物質、原因製品、事例等の情報を集計し、健康被害を防止する上で必要な留意事項をまとめた。情報収集の範囲は、家庭用品中の化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号。以下「薬機法」という。）、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）及び肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）の対象製品並びに燃料による事例は除く。）とした。また、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかに使用者側の要因であると考えられる事例は含めていない。

【協力施設】

SSCI-Net（皮膚障害）

JPIC（吸入事故等）

1. 家庭用品に係る皮膚障害に関する報告

本報告は、SSCI-Net[※]の協力を得て家庭用品による皮膚障害の事例について、収集・整理したものである。

※ SSCI-Net は、医師から皮膚の健康被害や安全性についての質の高い症例情報を収集し、産官学連携で情報を活用することで皮膚の健康被害を早期に発見し、その最小化を図ることを目指したネットワークである。

(1) 調査対象・方法

● 集計期間

2022年4月1日から2023年3月31日までにSSCI-Netから厚生労働省に健康被害事例として報告された、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。

● 報告対象

SSCI-Netが収集している健康被害事例のうち、化学物質を原因とする又は化学物質が原因と疑われる健康被害事例（薬機法、農薬取締法、肥料の品質の確保等に関する法律の対象製品及び燃料による事例は除く）。なお、原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、明らかな誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因であると考えられる事例は含まない。

● 調査（情報収集）・集計方法

SSCI-Netでの情報収集は、医療施設88ヶ所（うち病院62ヶ所、一般診療所26ヶ所）の医師から報告される皮膚障害に関する事例をとりまとめることにより実施した。

本とりまとめでは、SSCI-Netから健康被害事例として報告があったものの件数を「報告件数^{※1}」とし、重症度が一定の要件に該当する健康被害事例は「異常事例^{※2}」として集計した。

※1 報告件数

全ての家庭用品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、原因となった家庭用品1件を報告1件としている。1人の患者が複数の家庭用品で皮膚障害を起こした場合は、原因となった家庭用品の数が報告件数となる。

※2 異常事例

「異常事例」では全ての家庭用品を対象とし、以下の重症度判断基準（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第228条の20の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が1件以上起きた場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。
- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が30日以上（加療30日以上）の事例。

(2) 調査結果

2022 年度において、健康被害事例の報告件数は 25 件（2021 年度：74 件）、うち「異常事例」に該当するものは 7 件（2021 年度：7 件）であった。

1) 報告件数 25 件（2021 年度：74 件）

2022 年度における概要を以下に示す（表 1-1）。

表 1-1 家庭用品による皮膚障害の報告件数

(参考) 2021 年度		2022 年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
ピアス	13	家庭用手袋（ゴム）※ ¹	4
除菌剤（手指）	12	家庭用手袋（非ゴム）	3
ネックレス	10	ネックレス	3
ビューラー	8	ウェットスーツ※ ²	3
マスク	5	ピアス	2
腕時計	5	エクステ用接着剤	2
食器用洗剤	4	ビューラー	1
眼鏡	2	食器用洗剤	1
下着	2	下着	1
美容機器	2	イヤホン用イヤピース	1
靴	1	楽器	1
家庭用手袋（天然ゴム）	1	アクセサリ（非金属）	1
家庭用手袋（その他）	1	携帯ストラップ首掛け	1
ダイエット器具	1	ゴルフ手袋	1
ベルト	1	総数	25
歩数計	1		
ゴルフグリップ	1		
イヤホン用イヤピース	1		
楽器	1		
サンダル	1		
冷却ジェルシート	1		
総数	74		

※¹ 天然ゴム 2 件、合成ゴム 1 件、
不詳 1 件

※² 1 事例

患者の属性及び皮膚障害の種類を以下に示す（表 1 - 2）。患者の性別では、女性が 76.0%（2021 年度：85.1%）を占めた。皮膚障害の種類は、アレルギー性接触皮膚炎が 96.0%（2021 年度：73.0%）を占め、家庭用手袋が多かった。その他の皮膚障害の種類は刺激性接触皮膚炎で楽器 1 件のみであった。症状の転帰は治癒例が 92.0%（2021 年度：86.5%）を占め、治療期間は 30 日未満の事例が 72.0%（2021 年度：90.5%）を占めた。

表 1 - 2 患者の属性及び家庭用品による皮膚障害の種類

		（参考） 2021 年度		2022 年度	
		例数	%	例数	%
性別	男性	11	14.9	6	24.0
	女性	63	85.1	19	76.0
年齢	0～9 歳	8	10.8	0	0.0
	10～19 歳	2	2.7	1	4.0
	20～29 歳	15	20.3	3	12.0
	30～39 歳	14	18.9	3	12.0
	40～49 歳	16	21.6	6	24.0
	50～59 歳	10	13.5	8	32.0
	60～69 歳	7	9.5	0	0.0
	70 歳以上	2	2.7	4	16.0
皮膚障害の種類	アレルギー性接触皮膚炎	54	73.0	24	96.0
	刺激性接触皮膚炎	20	27.0	1	4.0
症状の転帰	治癒	64	86.5	23	92.0
	治療中 ^{※1}	6	8.1	2	8.0
	軽快	1	1.4	0	0.0
	不明	3	4.1	0	0.0
治療期間	30 日未満	67	90.5	18	72.0
	30 日以上	7	9.5	7	28.0
合計		74	100.0	25	100.0

※1 治療中は事例登録時に治療中だったものを指す。

原因となった家庭用品ごとに、皮膚障害の種類を以下に示す。

● **金属製品（ピアス、ネックレス等）に関する健康被害事例**

家庭用品	皮膚障害の種類
ネックレス（3件）	アレルギー性接触皮膚炎
ピアス（2件）	アレルギー性接触皮膚炎
ビューラー（1件）	アレルギー性接触皮膚炎
楽器（1件）	刺激性接触皮膚炎
携帯ストラップ首掛け（1件）	アレルギー性接触皮膚炎

● **非金属製品（家庭用手袋（ゴム）、家庭用手袋（非ゴム）等）に関する健康被害事例**

家庭用品	皮膚障害の種類
家庭用手袋（ゴム）（4件）	アレルギー性接触皮膚炎
家庭用手袋（非ゴム）（3件）	アレルギー性接触皮膚炎
ウェットスーツ（3件）※ ¹	アレルギー性接触皮膚炎
エクステ用接着剤（2件）	アレルギー性接触皮膚炎

※¹ 1事例

これらのうち、代表的な事例を以下に示す。

◎Case 1

製品 ピアス（金属製品）

事例 70歳代女性

状況等 硫酸ニッケルに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。両耳に皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 2

製品 家庭用手袋（ゴム）（非金属製品）

事例 50歳代女性

状況等 カルバミックス、チウラムミックスに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。手に皮疹が生じたが、治癒した。

◎Case 3

製品 エクステ用接着剤（非金属製品）

事例 40歳代女性

状況等 アレルギー性接触皮膚炎と診断された。最初のオープンテストが弱い反応であったので、後日再度オープンテストを施行し、陽性を確認した。JBS、合成樹脂シリーズ（2-エチルシアノアクリレートその他）、化粧品シリーズはすべて陰性で、治癒が確認されている。

2) 異常事例 7件(昨年度:7件)

2022年度における「異常事例」の代表的な事例を以下に示す。他には、家庭用手袋（非ゴム）、イヤホン用イヤピース、ゴルフ手袋においても報告されている。

◎Case 1

製品 ネックレス（金属製品）

事例 50歳代女性

状況等 硫酸ニッケルに陽性を示し、アレルギー性接触皮膚炎と診断された。頸に皮疹が生じ、加療に30日以上要した事例であったが、治癒が確認されている。

◎Case 2

製品 ウェットスーツ（非金属製品）

事例 40歳代男性

状況等 アレルギー性接触皮膚炎と診断された。体幹、上肢に皮疹が生じ、使用を中止し、加療に30日以上要した事例であったが、治癒が確認されている。同一の患者が、異なる3種類のウェットスーツでアレルギー性接触皮膚炎を起こしたものの。

(3) 製品を使用する際の留意事項等

注視していくべき製品として家庭用手袋（ゴム及び非ゴム）及び金属製品が挙げられる。これらを使用する際の留意事項は以下のとおりである。なお、新たにウェットスーツによる健康被害事例が報告されたが、現状では当該製品において類似の報告の増加が懸念される状況ではなかった。ウェットスーツにもゴムが使用されていることから、ゴムを含む家庭用手袋に関する留意事項も参考にされたい。

○家庭用手袋（ゴム及び非ゴム）

家庭用手袋の2022年度の報告件数は7件（28.0%）で、素材別の内訳は、天然ゴム2件、合成ゴム1件、ゴム素材不明1件、非ゴム3件（塩化ビニル2件、ポリウレタン1件）であった（2021年度は2件（2.7%（天然ゴム1件、その他1件））。また、7件いずれも使い捨て手袋ではなかった。

水仕事をする場合、手指の保護のため手袋を着用することは非常に有効である。一方、体質や手袋の素材によっては、アレルギー性接触皮膚炎を発症する場合もあり、はじめは軽度な皮膚障害であっても、当該製品の使用を継続することにより皮膚障害が悪化してしまうことがあり得る。皮膚障害の治療を行ったとしても、原因を取り除かなければ治療効果も失われてしまうので、何らかの皮膚障害が認められた場合には、原因と思われる製品の使用を中止し、専門医を受診することが推奨される。

また、手袋の使用者においても、ゴム・塩化ビニル等に対するアレルギー反応の有無などの自己の体質に注意することも必要である¹。ゴム・塩化ビニル等手袋による皮膚障害の防止策としては、布製の手袋を内側に着用してゴム・塩化ビニル等と皮膚が接触しない

¹ 2018年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告（厚生労働省）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/kateiindex.html>

ようにすること、既往歴がある場合には、以前皮膚障害が生じたものとは別の素材の手袋を使うようにする等の対策をとる必要がある。

○金属製品

2022年度については、ネックレス（3件）、ピアス（2件）、ビューラー（1件）等による皮膚障害の報告が合計8件あり、主となる診断はアレルギー性接触皮膚炎が7件、刺激性接触皮膚炎が1件であった。パッチテストでは、硫酸ニッケル、金チオ硫酸ナトリウム、塩化コバルトのいずれか又は複数に陽性を示した。

金属による皮膚障害は、金属が装飾品等から溶け出して発症すると考えられる。そのため、皮膚に接触しないように衣服の上から装着することにより、相当程度、被害を回避できると考えられる。また、夏場や運動時等の汗を大量にかく場合には、金属製品を外すことなども有効であると考えられる。

<参考1>

日本皮膚免疫アレルギー学会では、目安として1%以上の人々が陽性を呈した物質を標準アレルゲンとして金属類（ニッケル、コバルト、クロム、水銀、金）のパッチテスト陽性率の経年変化を疫学調査研究として公表している¹。この調査は家庭用品のみによる金属アレルギーの陽性率を調査したものではないが、併せて参考にされたい。

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020
塩化コバルト	8.4%	8.0%	9.3%	7.9%	7.1%	6.5%
硫酸ニッケル	23.5%	25.3%	24.9%	24.0%	24.4%	24.0%
ニクロム酸カリウム	3.0%	2.2%	2.6%	2.4%	2.9%	2.3%
硫化水銀（Ⅱ）	7.1%	5.8%	4.6%	3.9%	3.7%	3.0%
金チオ硫酸ナトリウム	25.7%	23.7%	26.9%	26.1%	25.2%	24.2%
パッチテスト総数	1217	1517	1598	1533	1709	1476

<参考2>

例年、金属製品に関する皮膚障害事例が一定数報告されていることから、令和4年度に厚生労働省では国立医薬品食品衛生研究所の協力を得て、装飾品等の金属製品について、アレルギー性接触皮膚炎の原因と成り得るニッケル等の金属類の含有量や人工汗への溶出量を調査した。具体的には、装飾品（イヤークフやネックレス）、健康器具、美容製品、時計、ベルトなど71製品をオンラインで購入し、複数の部品からなる製品はできる限り分離して101試料とした。これらの試料について、蛍光X線分析法により製品表面の元素分析を行って金属類の含有量を測定し、欧州規格²を参考に溶出量を測定した。

ニッケルは67試料から溶出が確認された。なお、欧州では長時間皮膚に触れる可能性のある製品についてニッケルの溶出量を0.5 µg/cm²/week未滿とする規制があるところ、

¹ 日本皮膚免疫アレルギー学会 日本接触皮膚炎研究班 JSA(JBS)調査データ（アレルゲン別 陽性率）
https://www.jscia.org/useful_info_jsa.html

² EN 1811:2011+A1:2015: Reference test method for release of nickel from all post assemblies which are inserted into pierced parts of the human body and articles intended to come into direct and prolonged contact with the skin.

25 試料でこの基準を超過するニッケルの溶出が確認された。また、ニッケルの溶出が確認されたにもかかわらず、一部の製品では「ニッケルフリー」や「アレルギー対応素材」と表示されていた。装着後に違和感があれば製品を外すことが皮膚障害を悪化させないために必要である。

コバルトは 8 試料から溶出が確認されたが、いずれも微量 ($0.1 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 未満) であった。クロムは 51 試料から溶出が確認され、44 試料では微量 ($0.1 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ 未満) であった。これらより、今回調査対象とした試料では、コバルト及びクロムによる皮膚アレルギーの誘導リスクはニッケルに比べると低いと推察された。なお、日本皮膚免疫アレルギー学会の疫学調査でもニッケルの皮膚アレルギー陽性率に比べてコバルト及びクロムにおける陽性率は低く、本調査結果は当該疫学調査と整合的である。また、海外でもコバルト及びクロムに関する溶出量の基準は設定されていない。

2. 家庭用品に係る吸入事故等に関する報告

本報告は、JPIC[※]に寄せられた問合せ事例の中から、家庭用品による吸入、経皮及び眼の被害事例（以下「吸入事故等」という。）について、収集・整理したものである。

※ JPICは、消費者や医療機関の医師等からの種々の化学物質による急性の健康被害に関する問合せに応ずる機関である。JPICで収集している情報は使用者等から直接寄せられ、新しく開発された製品を含めた各製品の安全性の確認に欠かせない重要な情報である。

(1) 調査対象・方法

● 集計期間

2022年4月1日から2023年3月31日までにJPICから厚生労働省に健康被害事例として報告された、原因と考えられる化学物質、原因製品、症状等の情報を集計した。

● 報告対象

JPICが収集している健康被害事例のうち、化学物質を原因とするまたは化学物質が原因と疑われる健康被害事例（薬機法、農薬取締法、肥料の品質の確保等に関する法律の対象製品及び燃料による事例は除く）。原則として製品設計上、想定された範囲での使用に伴う健康被害とし、誤使用や小児の誤飲・誤食等の明らかな使用者側の要因によると考えられる症例は含まない。

● 調査（情報収集）・集計方法

JPICでの情報収集は、問合せ時に聴取した詳細な情報に加え、問合せ時以降の健康状態等について、医療機関に対してはアンケート用紙の郵送、その他の相談者に対しては電話によって追跡調査を行うことにより実施した。

本とりまとめでは、JPICから健康被害事例として報告があったものの件数を「報告件数^{※1}」とし、重症度が一定の要件に該当する健康被害事例は「異常事例^{※2}」として集計した。

※1 報告件数

全ての家庭用品を対象とし、重症度に関わらず全ての健康被害事例を集計している。なお、発生件数（問合せ件数）1件を報告1件としている。これらの中には、1件に対して、複数製品が関与する場合や患者が複数名である場合が含まれている。

※2 異常事例

「異常事例」では全ての家庭用品を対象とし、以下の重症度判断基準（薬機法施行規則第228条の20の副作用報告制度に関する規定を参考に設定）に該当する健康被害事例が1件以上発生した場合に報告している。

- 死亡、障害又は死亡若しくは障害につながる恐れのある事例。
- 治療のために入院又は入院期間の延長が必要とされる事例。
- 後世代における先天性の疾患又は異常の恐れがある事例。

- 原因製品の使用中止後、治療に要する期間が 30 日以上（加療 30 日以上）の事例。

(2) 調査結果

2022 年度において、健康被害事例の報告件数は 56 件（2021 年度：68 件）、うち「異常事例」に該当するものは 1 件（2021 年度：2 件）であった。

1) 報告件数 56 件（2021 年度：68 件）

2022 年度における概要を以下に示す（表 2-1）。消費者、学校、薬局、消防署等経由で収集した健康被害事例が 52 件（92.9%）（2021 年度：63 件（92.6%））、受診した医療機関や医師が常駐する特別養護老人ホーム等経由で収集した健康被害事例が 4 件（7.1%）（2021 年度：5 件（7.4%））であった。最も多かったのは洗剤（住宅用・家具用）14 件（2021 年度：洗剤（住宅用・家具用）14 件）で、次いで芳香・消臭・脱臭剤 6 件であった。

表 2-1 家庭用品による吸入事故等の報告件数

(参考) 2021 年度		2022 年度	
家庭用品	件数	家庭用品	件数
洗剤(住宅用・家具用) ^{※1}	14	洗剤(住宅用・家具用) ^{※1}	14
殺虫剤	12	芳香・消臭・脱臭剤	6
防虫剤	7	殺虫剤	5
防水スプレー ^{※2}	6	防虫剤	5
除菌剤 ^{※3}	6	防水スプレー ^{※2}	5
芳香・消臭・脱臭剤	4	忌避剤	4
防カビ剤	2	除菌剤 ^{※3}	3
洗剤(洗濯用・台所用)	2	接着剤	3
防止剤 ^{※4}	2	防止剤 ^{※4}	2
シールはがし	1	線香	2
忌避剤	1	防カビ剤	1
ワックス	1	シールはがし	1
塗料	1	塗料	1
除草剤	1	洗濯仕上げ剤	1
消火剤	1	その他の家庭用品	3
花火	1	総数	56
その他の家庭用品	6		
総数	68		

※1 「洗剤」：家庭用品品質表示法における「住宅用又は家具用の洗剤」に該当する製品。

※2 「防水スプレー」：主に防水・撥水を謳った製品。

※3 「除菌剤」：二酸化塩素や次亜塩素酸等による除菌を謳った製品（家庭用品品質表示法の規程に該当しないものに限る。）。具体的には、スプレーして拭き掃除等に使用する製品、設置又は携帯時に成分が空气中に放出される製品等がある。

※4 「防止剤」：防水・撥水以外の防止機能を謳った製品。具体的には、汗じみ防止剤、UV防止剤、静電防止剤、着雪防止剤等がある。

患者の属性を以下に示す（表2-2）。患者の性別では、女性が62.5%（2021年度：72.1%）を占めた。なお患者の属性は事例1件につき1名についてカウントし、1事例に複数の患者がいた場合は当該製品において健康被害を受けるリスクが最も高いと思われる患者（例：より年少の小児、高齢者等）を優先した。

表2-2 家庭用品による吸入事故等の属性データ

		（参考） 2021年度		2022年度	
		件数	%	件数	%
性別	男性	18	26.5	20	35.7
	女性	49	72.1	35	62.5
	不明	1	1.5	1	1.8
年齢	0～9歳	4	5.9	4	7.1
	10～19歳	3	4.4	2	3.6
	20～29歳	7	10.3	3	5.4
	30～39歳	11	16.2	16	28.6
	40～49歳	9	13.2	7	12.5
	50～59歳	9	13.2	5	8.9
	60～69歳	9	13.2	6	10.7
	70歳以上	10	14.7	7	12.5
	不明	6	8.8	6	10.7
合計		68	100.0	56	100.0

原因となった家庭用品ごとに、把握した含有成分等と報告された症状を以下に示す。

● 洗剤（住宅用・家具用）に関する健康被害事例（報告件数 14件）

成分等	症状
次亜塩素酸塩類(12件)	喉の痛み・咳込み・息苦しさ等
陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤(1件)	咳・肺胞出血等
成分不明(1件)	呼吸困難・めまい等

● 芳香・消臭・脱臭剤に関する健康被害事例（報告件数 6件）

成分等	症状
アルコール系溶剤（2件）	喉の違和感・悪心等
植物精油（2件）	喉のかゆみ・息苦しさ等
香料（1件）	悪心・頭痛等
成分不明（1件）	喉の痛み・悪心

● 殺虫剤に関する健康被害事例（報告件数 5件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤(5件)	咳・喉の違和感等

● 防虫剤に関する健康被害事例（報告件数 5件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤(2件)	頭痛・嘔吐等
植物精油(2件)	頭痛・悪心等
ナフタリン(1件)	悪心・めまい等

● 防水スプレーに関する健康被害事例（報告件数 5件）

成分等	症状
フッ素樹脂・有機溶剤（3件）	鼻や喉の刺激感・咳等
シリコーン樹脂・有機溶剤（1件）	息苦しさ・喉の違和感等
成分不明（1件）	倦怠感・発熱等

● 忌避剤に関する健康被害事例（報告件数 4件）

成分等	症状
ピレスロイド含有剤（1件）	頭痛・喉の違和感
植物抽出物（1件）	喉の痛み・眼の刺激感等
木タール・クレゾール（1件）	鼻の痛み・頭痛
硫黄・木酢（1件）	喉の痛み

2) 異常事例 1件(2021年度:2件)

2022年度における「異常事例」は、洗浄剤（住宅用・家具用）に関する事例であり、因果関係は不明であるが、ポンプ式スプレータイプの浴室用洗剤（陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤）を使用後、肺胞出血を認めて入院した事例であった。

（3）製品を使用する際の留意事項等

引き続き注視していくべき製品として洗浄剤（住宅用・家具用）及び芳香・消臭・脱臭剤が挙げられる。これらを使用する際の留意事項は以下のとおりである。

○洗淨剤（住宅用・家具用）

2022年度の報告件数は14件、2022年度の報告件数に占める割合は25.0%であった（2021年度は14件、20.6%）。成分別では次亜塩素酸塩類含有製品がその85.7%を占め、その約5割はカビ取り剤であった。

次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする塩素系洗淨剤は特有な臭いがあり、その臭いに過敏な人もいることから、体調がすぐれない人や、心臓病・呼吸器疾患を有する人は使用を避けることが望ましい。また、使用時には必ず換気することも推奨される。さらに、塩素系洗淨剤と「酸性タイプ」と表示のある製品が混ざると、塩素ガスが発生して危険であることから、これらの製品には『まぜるな危険』の表示がなされており、表示を守って使用することが必要である。

スプレータイプの製品では、使用中誤って目に入ったり、皮膚についたり、ミストを吸い込んだりしないように、保護用のメガネ、ゴム製等の手袋、マスクをする等の準備をしてから使用することが推奨される。また、ボトル製品でもゴム手袋を着用してから使用することが推奨される。なお、洗淨剤を異なる容器に移し替えることは、誤使用の原因となったり、容器が腐食したりして事故を引き起こしたり、緊急時に必要な情報がわからないなどの不都合を招くことがあるため、避けるべきである¹。

また、異常事例として、2022年度はポンプ式スプレータイプの浴室用洗剤（成分は陰イオン界面活性剤・非イオン界面活性剤）の使用後に重度の肺胞出血を認めた事例が1件報告された。本事例と製品との因果関係は不明であるものの、引き続き注視していく。一般的に、界面活性剤は一度に大量のミストとして吸い込むと刺激性等を生じることから、製品に記載された使用量や使用方法を守って使用することや、使用の際は換気することが重要である。

○芳香・消臭・脱臭剤

2022年度の報告件数は6件、2022年度の報告件数に占める割合は10.7%であった（2021年度は4件、5.9%）。剤形別ではスプレー3件、液体2件、置型1件であった。液体の2件はいずれも植物精油を含むエッセンスオイルであり、そのうち1件はマッサージオイルとして使用した後に皮膚のかゆみが現れた事例、もう1件は希釈液をスプレーした後に嘔吐等の症状が出た事例であった。

使用者においては、製品に記載された使用方法を守って、製品使用中の換気にも留意しながら使用することが必要である。

<参考>

芳香・消臭・脱臭剤については、厚生労働省において2000年に「家庭用芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き」を作成し、その後、2018年に「家庭用芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き（新版）」²として改訂し、芳香消臭脱臭剤協議会より発行した。事業者においては、「芳香消臭脱臭剤協議会」

¹日本家庭用洗淨剤工業会

http://www.senzozai.jp/04_qanda.html

² 家庭用芳香・消臭・脱臭・防臭剤安全確保マニュアル作成の手引き（新版）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html>

の「一般消費者用 芳香・消臭・脱臭剤の自主基準」¹を活用されたい。

製品を使用して違和感があった場合は、公益財団法人 日本中毒情報センターに問合せ、必要に応じて医療機関へ受診することを推奨する。

* 公益財団法人 日本中毒情報センター(365日 24時間対応)

大阪中毒 110 番 072-727-2499

つくば中毒 110 番 029-852-9999

¹ 一般消費者用 芳香・消臭・脱臭剤の自主基準（芳香消臭脱臭剤協議会）
<http://www.houkou.gr.jp/>

おわりに

2022年度に収集した家庭用品による健康被害事例については、皮膚障害の25件のうち、家庭用手袋などの非金属製品による健康被害事例が17件を占めた。また、吸入事故等の56件のうち、洗剤（住宅用・家具用）や芳香・消臭・脱臭剤に関する事例が20件を占めた。

事業者においては、本報告書の事例等を参考に、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に対して積極的かつ分かりやすい情報伝達を行い、適正使用の推進を図ることをお願いしたい。また、過去には利便性を高める意図で改良した製品による事故事例も報告されているので、製品設計の際には安全性にも十分配慮することをお願いしたい。さらに、呼吸器疾患、アレルギー体質等の化学物質の影響を受けやすい素因を持つ患者以外にも、使用者の体調が悪い時に使用すること等により症状が出やすい場合がある。事業者はこれらに十分に注意を払ったうえで、製品を製造、販売することをお願いしたい。

また、国立医薬品食品衛生研究所において装飾品等の金属製品に関する調査を行ったところ、一部の製品では実際に使用されている素材と表示内容に差異が見られた。事業者においては、製品の素材と表示内容を一致させるとともに、原料の調達等においては十分留意するようお願いしたい。また、当該調査では、装飾品のみならずビューラーやベルトのバックルなどからもニッケルの溶出が認められた。ニッケルによるアレルギー性接触皮膚炎の有症率を低下させるには、幅広い製品からニッケルにばく露することを抑える必要があると考えられた。

使用者においては、使用上の注意をよく読み、正しい使い方を理解した上で使用する必要がある。また、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮し、そのリスクを十分に理解したうえで適切に使用することが新たな事故防止につながると考えられる。また、家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因となる製品との接触によって発生する場合がほとんどであり、当該製品と皮膚が接触しないようにすることも1つの対策である。適切に医療機関を受診し、原因を究明することも必要である。その他、近年の流行の変化や新商品の発売により、人体にばく露される化学物質の種類も多様化しており、気付かずに原因製品の使用を継続すると、局所の障害が全身に広がり、症状の悪化を招くこともあるため、軽症であっても注意が必要である。

これらを踏まえ、使用者においても、本報告を契機に、家庭用品によって発生し得る健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識するとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮をお願いしたい。また、芳香のある柔軟仕上げ剤等については、自分にとっては快適なおいでも、他人には不快に感じることもある。特においへの感受性が高い人に配慮し、これらを使用する際は表示を参照して使用方法・使用量を守ることをお願いしたい。

最後に、製品及び情報の入手経路が海外を含め多様化しているため、予期しない健康被害事例が発生しやすくなってきている。事業者は、新製品の開発や新たな使用状況が想定される場合は、公開されている各種化学物質のデータベース類を活用し、使用する化学物質の有害性情報の徹底した収集を行うことが必要である。また、使用者は、製品の安全に関する信頼性の高い最新の情報の収集に努めて、安全な製品の選択や適正使用のために活用することが望ましい。当室においてもホームページにおいて、化学物質や家庭用品の安全性に関する各種情報を提供しているので、適宜御参照いただきたい。

(参考) 家庭用品・化学物質関係ウェブサイト

- 化学物質安全対策室のホームページ（厚生労働省）
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/seikatu/kagaku/index.html>
- 個々の化学物質の情報検索（ウェブガイド）（国立医薬品食品衛生研究所作成のデータベースリンク集）
<http://www.nihs.go.jp/hse/link/webguide.html>
- 家庭用品等による急性中毒等の情報（公益財団法人 日本中毒情報センター）
<https://www.j-poison-ic.jp/>